
ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に おけるコスト算定等に関する研究会（第11回）

事業者ヒアリング資料

2024年9月6日
株式会社NTTドコモ

1. 「通信モジュール」に関するこれまでの議論状況

- 第二種負担金の算定単位から除外される「通信モジュール」について、MVNOが提供する「通信モジュール」の回線数を把握する主体や把握方法の検討が必要となっている

負担金の算定単位から除かれる役務

(電気通信事業法施行規則 第四十条の七の二)

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス
 - ロ ATM交換サービス
 - ハ 自営等BWAアクセスサービス
 - ニ IP—VPNサービス
 - ホ 広域イーサネットサービス
 - ヘ 専用役務
 - ト 仮想移動電気通信サービス
 - チ 通信モジュール向けに提供する電気通信役務

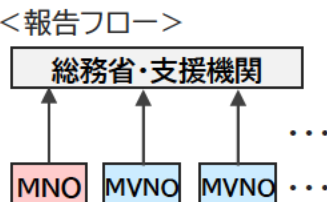
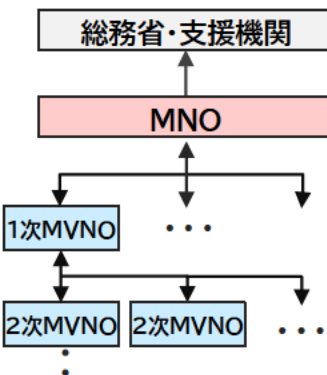
MVNOの「通信モジュール」について

(「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等の在り方」答申 2024年3月)

- 第二種負担金の算定対象外となっている「通信モジュール」については、MNO が現在、MVNO ガイドライン等を踏まえてMVNO の回線用途を把握していない実態に鑑みれば、MVNO の「通信モジュール」に関する回線数を把握する主体及びその手法等について、公平な競争環境を確保する観点も踏まえて、総務省において検討することが必要である。また、当該検討の際には、MVNO 等の意見も踏まえることが重要である。

2. MVNOの「通信モジュール」を把握する主体について

- MVNOの「通信モジュール」を把握する主体として、①総務省(もしくは支援機関)、②MNOが考えられる
- MVNOに対するヒアリング等も踏まえ、事業者にとって過度な負担とならないような把握方法を検討いただきたい

把握する主体	実施方法	想定される主な課題
① 総務省 (もしくは 支援機関)	● MNOおよびMVNOから直接、報告を受ける ※MVNO事業者数:1,890社(2023年12月末) 出典:総務省資料(R6.6.12) <報告フロー> 	● MNOからMVNOへの負担金転嫁に際し、「通信モジュール」分を考慮する必要があることから、総務省からMNOへ一次MVNOごとの通信モジュール回線数の通知が必要 ● 契約数3万未満のMVNOの通信モジュール回線数について一定の考慮が必要
② MNO	● 自社の卸先から報告を受ける ● 自社の提供分とMVNO分をあわせて総務省(もしくは支援機関)へ報告を行う <報告フロー> 	● 卸先から報告を受けることについて、MNOがMVNOへ聴取可能な事項に係るMVNOガイドラインの改定が必要 ● MVNOは以下2点の把握が必要 (1)卸元のMNO毎の通信モジュール回線数 (2)再卸先のMVNOの通信モジュール回線数

(参考) 通信モジュールの定義

	事業法第7条 (BBユニバ)	事業法第30条 (禁止行為規制)	事業法第38条の2 (卸届出)	事業法第27条の3 (通信と端末の分離)
「通信モジュール」の扱い	BBユニバの負担金算定対象から「通信モジュール」を除外	ドコモへの禁止行為規制(不当な優遇の禁止)の相手方事業者の指定基準から「通信モジュール」を除外	二種指定事業者への卸役務の届出対象の基準から「通信モジュール」を除外	通信料金と端末代金の分離等、法27条の3に基づく禁止行為規制の対象から「通信モジュール」を除外
モジュール定義	特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている 利用者の電気通信設備			特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務として提供されるもの 見直しの方向 使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合も含む
根拠条文 等	事業法施行規則 第40条の7の2	事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方	事業法施行規則 第25条の7	総務省告示第166号 (令和元年9月6日)

「通信モジュール向けに提供するサービス」の範囲について

- 「通信モジュール向けに提供するサービス」とは、音声サービス・データサービスの区分にかかわらず、「**特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール(通信モジュール)**向けに提供する携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービス」という。
- 現在提供されているサービスを例にして、通信モジュールか否かを分類すると、以下のとおり。

通信モジュール(例)	左記以外のもの(例)
・カーナビ(特定情報(地図等)のダウンロード等に用途が限定されているもの) ・遠隔監視端末(重機/建機・商用車、自販機、家電等) ・位置情報端末 ・ホームセキュリティ用機器 ・ガス等警報装置 ・スマートメーター ・デジタルサイネージ ・フォトフレーム ・体組成計 ・リストバンド型・眼鏡型情報端末(健康管理等に用途が限定されているもの) ・電子書籍端末(電子書籍の閲覧・ダウンロード等に用途が限定されているもの)	・携帯電話端末(フィーチャーフォン、スマートフォン) ・タブレット ・モバイルルーター、USBモデム ・リストバンド型・眼鏡型情報端末(自由にインターネット等が可能なもの) ・カーナビ(自由にインターネット等が可能なもの) ・電子書籍端末(自由にインターネット等が可能なもの) ・ゲーム機(自由にインターネット等が可能なもの) ・パソコン組み込み型端末

※ 報告規則様式第11において、携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数の報告が義務付けられている。

(出典: 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会資料 第66回、2015年11月)